## 研究論文評

## 研究運営委員会 (委員五十音順)

委員長 森本 信明

委員 内田 青蔵, 木下 勇, 田辺 新一,

檜谷 美恵子, 野城 智也

## 総評

住総研の研究論文集は今回で第40号となる。本年度の研究論文集には18編の論文を掲載した。2012年度に研究助成をうけた19件のうち今回掲載したものは17編である。2012年度の研究助成をうけたものの本論文集に掲載されなかった2件は、主査からの期間延長申請があり、研究運営委員会で認めたものである。なお、2011年度以前の研究助成対象で、論文提出を求めていた5件のうち2編が提出されたが掲載されたものは1編であった。

様々な理由があるにせよ、研究助成を受けて成果を発表することは研究者としての責務である。多くの応募の中から助成が決定したものであり、期限内に提出することが原則であることを、研究に参加している研究者には改めて強く意識していただきたい。

さて、研究運営委員会では、提出論文に対しての評価を行い、 それを研究論文集に掲載している。これは学会での査読論文 に当たるものであるが、この論文評が研究論文集に同時掲載さ れるのは独自の制度であり、本財団における助成の初期から採 用されてきた仕組みである。論文評が同時に掲載される理由は、 それぞれの研究がより発展させられることを期待してのもので ある。住総研の研究論文が高い評価を得ているのは、この仕 組みのおかげであり、多くの大学で審査付き論文として扱われ ている。

この研究評作成にあたっては、研究運営委員会が開催される前に各委員が査読し、主担当委員が研究評の原案を作成し、副担当委員がコメントをつけるようになっている。研究運営委員会の席上では、1編ごとに主担当委員から研究評の原案が説明され、副担当委員からコメントが追加された後、全運営委員で内容を議論する。その上で研究論文集に掲載される論文が決定される。研究運営委員会の議論を経た研究評は、掲載前に各主査に送付される。主査は研究評とコメントに応じて、論文の補筆や部分的な修正を行うこともある。また、主査からの異議申し立てを受け付け、研究運営委員会が研究評を修正することもある。

本年度の査読を通じて感じたことは、論文の規定書式に合っていないものが例年よりも多かった様に思われる。最終原稿のとりまとめにあたっては、今一度書式についての再チェックをお願いする次第である。

昨年度より住総研の活動費全体が絞られる中で、効果的に成果をあげるべく、年間活動テーマを設定することになり、研究助成においてもそれに沿った重点テーマの募集を行っている。今回の重点テーマ「一般市街地のすまいと居住を再評価する」に対応した研究課題は4編である。このうち1編の主査である宮﨑洋司氏については、2014年2月21日に建築学会で開催された住総研主催のシンポジウム「『一般市街地』の魅力と持続可能性を考える」のパネリストとして登壇をお願いした。とはいえ2012年度の重点テーマに関する研究ついては応募段階

から量・質ともに十分ではなく、また研究選奨として選ばれなかったことは残念であった。来年度以降に期待したい。

研究選奨として選出された論文は、いずれも今後の展開可能性を秘めたものとして高い評価がなされた。来年度からこの研究選奨はさらに充実される予定であり、選奨として選ばれることをきっかけとして、今後一層研究が展開をされることと期待したい。

ところで、住総研の研究助成が住生活に関する広い分野に 定着してきたことの表れとして、今回の研究成果の中にも多様 な分野から応募がある。研究運営委員会のメンバーは都市・住 宅・建築分野で構成されているが、それ以外の分野から助成さ れた論文の内容についても興味深く査読している。とはいえ研 究論文としての基本的な構成は分野を越えて共通するものがあ ると考えており、研究の目的・方法・内容・結論が、論文中に わかりやすく記述されることが望まれる。

なお研究助成費は 2011 年度より1件 100 万円を限度とすることになり、それまでの助成額からみれば半額という水準になったが、今年度の提出論文も昨年と同様、一定の水準に達しているものが多かった。研究テーマをうまく分割し、他の研究助成費とリンクする工夫をされているものも多く、研究主査も苦労されているものと思われる。また、助成による研究成果が明確であれば同一テーマで連続して、採択されたものもある。研究運営委員会においても、申請された研究テーマによっては、住総研の助成額ではとうてい実施が難しいことがあることは十分理解しているところである。研究内容において、どのパートが住総研の助成にあたるのかについては、申請時に明確にするとともに、発表の時期や方法、論文中での謝辞(Acknowledgment)等、より分かりやすくする方向で検討を進めたいと考えている。

研究選奨には掲載された論文の中から今年は以下の4編が 選出された。

## 〈研究選奨〉

No.1202 主査 西野辰哉

一中学校区を基本とする日常生活圏域設定の妥当性検討 — 地方中核都市における行政単位と高齢者の行動実態との比較 考察—

療養中から死別後の住まいの再編に関する事例的研究 —在 宅介護を行った遺族を対象として—

No.1212 主査 前田昌弘

津波被災者への居住支援と"信頼構築"の関係に関する研究 一気仙沼市本吉町における実践を通じて—

No.1218 主査 岡崎泰男

木造住宅における打診による劣化診断判定の科学的根拠の解明 一木造住宅打音診断システムの開発—

主查 竹林 芳久

No. 1202 主査

西野 辰哉

地方都市における低エネルギー住生活実現のための調 査研究

―スマートグリッド構築のための基礎調査―

研究費に余裕があるとはいえない中で努力して調査を行 い、データを収集している。残念ではあるが、スマートグリッ ド構築という副題に対しては必ずしも明確な解決策が得ら れている訳ではない。従来型の研究に近いが、多賀城市の 住宅エネルギー消費量実態調査を丹念に遂行している点は 評価出来る。調査は一次、二次、三次と計測の密度を上げ ることによって行われている。4軒ではあるが個別住宅の時 刻別電力消費量を計測したデータが得られている。加えて、 住宅規模、構造、使用設備、断熱使用、自家用車の利用 状況を明らかにしている。それらのデータに基づき省エネル ギー化の対策案を検討している。ここで、太陽光発電が最 も削減効果が大きいとしているが、省エネ以外の断熱性能 などの居住環境改善効果に関しても言及があると良かった。 また、自動車の影響も大きいとしている。太陽光発電と住 宅での電力使用量のパターンが異なることから、余剰電力 吸収のため電気自動車のバッテリー活用を検討しており、多 賀城市全戸建住宅の74%を吸収できると結論している。し かしながら、電気自動車の走行パターンと充電時間の関係 が不明である。系統で FIT が行われた場合などの居住者 の利益に関しても考察が行われると良かった。スマートグ リッドで系統連携が行われる場合は、その制御が秒単位で 行われる必要がある。グリッドとの連携に関する検討や考 察が行われているとさらに良かった。研究費の範囲では地 道な調査が行われていることは高く評価出来るが、応募時 に記載されていたこれらかのスマートシティにおける電気設 備、系統連携などまで広がった考察や研究が期待されたが この点にはこれからの研究の発展に期待したい。

一中学校区を基本とする日常生活圏域設定の妥当性 検討

一地方中核都市における行政単位と高齢者の行動実態との 比較考察—

現在のまちづくりの制度、勤労者の就労や、生徒・学生の教育をはじめとする生産年齢人口世代にとって生活の利便性・快適性の向上が暗黙の前提におかれていたように思われる。しかし、長寿社会を迎えて、まちづくりに関するパラダイムの変更が求められている。それは、就労後平均的には約20年余の時間をもつ高齢者の行動を視野にいれたまちづくりである。しかしながら高齢者の行動実態を実証的に考察する研究は極めて少なかった。このような意味において、本研究の社会的・学術的意義は極めて高い。

筆者は、中学校区という福祉行政単位としての生活日常 圏域設定が、高齢者の行動実態としての日常圏域に照らし 合わせて適切であるか、という点を検証することを切り口に 主題に迫ろうとしている。

本研究は次のような点において高く評価できる。

第一に、地区社会福祉協議会が開催する「高齢者いきいきサロン事業」利用者を足がかりに、要支援・要介護者 71 名、健康な高齢者 104 名の協力を得ることができた点にある。これは、得られた知見の有意性をある程度裏付けるサンプル数であると思われる。さらに、施設登録利用者を対象としたより悉皆的なアンケート調査も実施することで、ヒアリング調査のサンプリングにおける

バイアスの補正をしようとしていることも好感がもてる。

第二に、自宅と外出先に関して包括的なデータを集め、これらを地図上にプロットするとともに自宅と外出先間の直線距離を計測し分析している。図 3-2 に示された調査対象者の全外出距離は極めて貴重な資料である。また、「自宅を中心とする徒歩圏域と各種交通手段を用いての広範な圏域で構成される「二層性があること」「要介護度・世帯構成と外出距離は無関係であること」「車・バスなどの他者による交通手段依存性が高まること」「どの外出先エリアも各地区から市中心部に偏心しており、対象者の外出先が市中心部に向かっていること」などの興味深い発見が示されている。

第三に、福祉行政単位と、高齢者の実態的な日常行動 圏域とを比較しつつ、適切な福祉行政単位を設定するには 「小学校区を基礎単位とし、圏域の広さと居住地区の位置 等を勘案して、2~3の小学校区をまとめるのが望ましい」 という示唆に富む結論を実証的に導き出している。

第四に、包括的な既往研究のレビューがなされており、 本研究の位置づけが明示されている。

以上のように本論文は先駆的かつ示唆に富む研究であ り、筆者らのさらなる研究の発展を祈念したい。

No. 1204

佐渡島の町家に関する史的研究

本研究は、佐渡島に現存する町屋建築が、在来の農家の影響を受けた在来型町屋、近在の町屋の影響を受けた外来型町屋、京都町屋の影響を受けて成立した京都型町屋の3タイプに分類されること、及びこの3タイプが日本各地の町屋形式の基本形を示していると考えられること、を明らかにすることを目的としている。

研究方法は、極めてオーソドックスで、佐渡島の各地に現存する町屋建築の実測調査を基に創建時の復原図を作成し、それらを基にそれぞれの地域毎の町屋建築の特徴を整理している。その結果、佐渡島の町屋は、「両津型」「赤泊型」「相川上町型」の3タイプに類型できること、間取りなどの特徴から、両津型は佐渡島在来の農家の影響を受けて成立した在来型、赤泊型は対岸の中越・下越方面の町屋の影響を受けて成立した外来型、相川上町型は間取りの特徴から京都型町屋の影響を受けて成立したもうひとつの外来型、と推定されるとし、くわえて、こうした日本町屋の基本形である3タイプが存在する佐渡島の文化的意義を指摘している。

研究目的は意欲的であり、わが国各地の町屋の違いについて、単なるローカリティーだけでは説明できない類型化の基本を抽出しようとする試みは興味深い。ただ、この3タイプの確定には、単なる町屋の間取りの違いだけではなく、そうした町屋を生み出した背景としての、町屋に住む人々の移動と定住化、あるいは生産主体の交流や住まい方といった各地区の歴史的背景も含めて分析する必要があるように思われる。いずれにせよ、今後の町屋研究にとっては貴重な分析であり、今後の研究の発展を期待したい。

地域生活者としてのDV被害者の孤立と支援方策に関する研究

主杳

一機能としての住宅支援からソフトを組み込んだ住まい の支援へ—

本研究は、生活の場としての住まいの質に着目しながら、様々な生活課題を抱える DV 被害者への社会的支援のあり方を考察、提示しようとするものである。とくに、社会的孤立を地域生活移行後の DV 被害者が直面している課題の1つと捉え、そこから導出されたアフターケア支援に係る事業事例を調査し、自立した地域生活への移行を容易にするステップハウスを焦点化している点は本研究の特色といえる。

調査が容易でないと思われる対象にアプローチしていることも高く評価される。DV被害者が直面している課題と、課題解決に向けた支援の方向性を実証的に明らかにした意義は大きい。とりわけ、当事者へのインタビュー調査を通じて、DV被害者が日々の生活のなかで体験している問題状況を具体的に提示し、緊急一時保護期間が終了した後も、住宅や生活資金の確保に向けた支援をはじめとして、生活相談、カウンセリングなどの情緒的サポートが必要とされる状況を説得的に提示したこと、また、DV被害者を支援する複数のNPO団体の取り組みを調査し、緊急避難所であるシェルターから一般住宅へ移行するまでの間に、中長期の利用を前提としたステップハウスを必要とする対象者が少なからず存在していることを明らかにしたことは、今後必要とされる取り組みへの示唆を与えるものである。

ところで、当事者の地域生活への移行を円滑化するアフターケア事業の意義は首肯されるとしても、これを普及させるためには、財政面でも持続可能な制度設計が求められる。本研究ではこの課題と対応する先駆的な事例として、公的な支援の枠組みを構築している長崎県と札幌市のNPO法人の例を取り上げている。しかしながら、事例紹介に多くの紙幅が割かれているにもかかわらず、こうした仕組みの持続可能性に関する分析や考察はやや乏しいように思われる。関連する「結語」の指摘も概括的である。財政面での担保については、いずれの事例も課題を抱えているように見受けられる。これを乗り越える事業モデルが示唆されれば、さらに興味深く、同様の支援を展開しようとする他所への参考になると思われる。

療養中から死別後の住まいの再編に関する事例的研究 ―在宅介護を行った遺族を対象として―

「残された家族は過酷な介護を終わった後も、死別した その住まいで生活を行っていかなければならない」という 深刻な課題に取り組んだ先駆的な研究である。

本研究には賞賛すべき点が多々ある。

第一に、研究の主対象たる ALS 患者家族だけを調査 するのではなく、がん家族患者家族も補足研究対象とする ことで、ベンチマークを定めた上で、調査で明らかになった 事実を考察していることである。

第二に、研究の性格上、調査対象者にアクセスすること は決して容易ではないが、アンケート調査対象者 27 名、訪 問調査者12名のご協力を得ることに成功している。筆者 の誠意と努力の賜であると推察する。

第三に、調査内容が詳細広範で有り、遺族の生活時間 変化、亡くなった家族の整理期間時間、契機そして生活環 境の変化について貴重な知見を得ている。特に、図4-1 の遺族の生活時間の変化、図6-2生活環境の再編過程 と仏間の位置については、今後様々な論文・文献で引用さ れていくことになるであろう。

第四に、看取り後の心理的身体的余波についても関心対 象を拡げ、今後の発展研究の出発点になるような重要な示 唆を得ている。

第五に、既往研究についても注意深くかつ広範にサーベ イし、本研究の位置づけを明確にしたうえで、適宜、本研 究で得られた知見と、既往研究での知見を比較考察してい

かつてのパラダイムでは住宅双六という言葉に象徴される ように、良質な持ち家の取得が終着点であり、住宅研究の 関心も住宅双六に引っ張られてきた感がある。しかし、筆 者がいうように「介護が住まいに入ってくると、機能と空間 とが療養室を中心に麟嬢し、溢れだす。しかし、愚者が亡 くなってしまうと、住まいの機能が一気に萎んでしまい、「家 が広すぎる」、「管理が大変」となる」のである。だが関連 研究はまだまだ少ない。それだけに本研究は実証的研究と して極めて貴重であり、筆者らが本研究分野を豊穣にして いくことを期待したい。

No. 1206

スコピエ地震時のプレハブ仮設住宅における居住履歴 —50年間の住みこなし方の調査

応急仮設住宅の位置づけやあり方については、阪神淡路 大震災以降、活発に論議され、東日本大震災では、一部 で居住の長期化や転用をも念頭に、居住性に配慮した仮設 住宅が供給されるなどしてきたが、応急仮設住宅はあくま でも恒久住宅に移行するまでの一時的な住まいであり、早 期に解消すべきとの位置づけに変わりはない。

本研究は、こうした現状を念頭に、東日本大震災の被災 地で将来の人口動態を見据えた復興都市計画を進めるため にも、それぞれに異なる条件をもつ被災地の実情にあわせ て、「応急仮設住宅の長期的な利用」を検討すべきである との問題意識のもと、構想されている。しかも、50年にも 及ぶ応急仮設住宅の長期的な利用が実現している、旧ユー ゴ・マケドニア共和国の首都スコピエ市で地震後建設され たプレハブ・バラック市街地に着目し、そこから教訓を引き 出そうとしている点がユニークである。

研究成果として特筆されるのは、文献調査並びに丹念な 現地踏査をもとに、長期居住がどのように実現するに至っ たのかを、個々のケースについて具体的に明らかにしている ことである。調査データは、各ケースの所在地、居住世帯、 住宅タイプ、製造者、居住履歴、平面の改造履歴、気候 特性への対応、その他(居住者による現状評価等) という 項目ごとに整理してまとめられている。また、それぞれのケー スについて、復元平面・俯瞰図と現状平面・俯瞰図、写真 が提示されており、データとして貴重で、価値がある。

「まとめ」では、従前の居住水準の低さやプレハブ・バラッ ク市街地の低い建蔽率が、50年にも及ぶプレハブ・バラッ クの受容、また居住者の自助による増改築を可能にしたこ とが示唆されている。こうした指摘も興味深いが、個別具 体の調査結果を解釈するためには、地区ごとの立地条件や 住宅性能、建設コスト、住宅タイプ等の違い等に着目した 分析があればなおよかった。それらが、その後の利用形態 に及ぼした影響を推測することができれば、被災者が従前 居住地から離れた居住地に留まり、仮設住宅が50年の長 期に渡って利用され続けた要因をさらに掘り下げて考察する ことができよう。紙幅の大半が6地区7事例を紹介する記 述に割かれてしまい、それらを比較検討する記述が乏しい のは惜しまれる。今後の展開に期待したい。

日本の一般市街地の住みよさ向上のための計画論に関する研究

──ジェイコブズ都市論の再評価と日本における適用可能 性──

ジェイコブスは『アメリカ大都市の死と生』の著者として 広く知られている。筆者の宮崎と玉川は、それも含む6冊 の著作を解説する、『都市の本質とゆくえ』を出版している。 その成果をふまえ、我が国の一般市街地の住みよさ向上を 考えるうえで、ジェイコブスの都市論が適用可能かどうかに ついて、海外での観察・資料収集・インタビュー調査をまじ えてとりまとめたものが本研究であり、興味深い内容となっ ている。論文は空間的ロバスト性・時間的ロバスト性という 視点からとりまとめられている。

空間的ロバスト性では下町的でヒューマンスケールの住宅地が対象とされただけではなく、彼女が対象とした地区は多様であり、一般には批判的であるとみられている郊外の住宅地についても、最終的には画一的な地域 v.s. 多様性をもつ(育む)地域という図式でとらえなおしていたとしている点は面白い見解である。

時間的ロバスト性ではグリニッジ・ヴィレッジとリッテンハウススクェアを対象とし、今回の現地調査の結果もふまえ、そこでのコミュニティの継続性を継承する活動が行われていることが紹介されている。またジェントリリケーションの進行については、「しっかりとは向き合う事がなかったと言えるかもしれない」というまとめがなされている。この点については今後の議論があるかもしれない。

提言では我が国の一般的市街地の住みよさ向上にむけて、郊外地区にも拡張したインフィル型の都市更新の方向が示されている。特に「防災」の論理からは高層低建蔽率化や構造ボリュームの統一化が主張される中で、それと多様性を生む市街地のロジックを両立させうるかについては筆者等もなお模索の途上にあるといえよう。今後の展開に期待したい。

No. 1208 主査 堀 裕典

カナダ諸都市の一般市街地における裁量的開発審査 に関する研究

一良好な住環境の保全・創出のための新しい協議制度の 探求—

カナダの主要都市を対象に都市デザインレビュー制度の 概要と具体的に主要な都市をケーススタディにその実態を 報告した内容で、あまり日本に紹介されていないカナダの都 市計画の実態を知ることができる。Kumar(2002)の全国 60 都市へのアンケート調査で全体の概要が明らかになって いるが、ここでは開発圧力の強い大都市をとりあげ、トロン ト、バンクーバー、モントリオールの事例を紹介したもので ある。州の権限へ地方分権が徹底しているカナダでは、こ れらの都市では異なる様相を示している点がよくわかる。そ の選定された都市において、さらにいくつかの事例を取り上 げてデザインレビューにより、対象の開発案件がどのように 変更されたかを明らかにして、現地での観察による評価を 行っている。ただし現地での評価は主観によるのか、指標 をもってできるだけ客観的評価に近づけているのか、景観 評価には感性的部分がつきものの、読者の第三者にはその 点が確認し得ないが、全体を通してみればデザインレビュー は一定の成果をあげているものと受け止められる。シンポジ ウムをしながらの制度設計、試行期間を経て条例化、市民 の公聴、ガイドラインの扱い、どのように委員を構成するか 等の技術的な点の評価をしながら、我が国の制度設計にも 役立つような分析と結論がもう少し強化されたならば、より 有意義なものとなるであろう。

主杳 小泉 和子

No. 1210

主查 松川 寿也

旧東宮御所(迎賓館赤坂離宮)の室内意匠及び家具 調度品の研究

─その施工・製作の実態と日本近代建築界の発展に果たした役割─

本研究は、旧東宮御所の室内意匠及び家具調度品に関して、その施工・製作の実態を明らかにし、併せて、施工・製作技術はもとより工事に係った室内装飾関係業者たちがその後も指導的な役割を果たし、日本近代建築界の発展に寄与したことを明らかにすることを目的としている。研究史料は、これまでの既往研究では使用されてこなかった明治32年から明治41年までの建築関係の全支出に関する会計書類をまとめた『臨時東宮御所建築費』を用いるなど、意欲的研究といえる。

天井絵画の購入と施工の実態については、書類未発見の部分を除く総ての天井絵画が仏国のL.アラヴォアンヌ社を通して製作されたこと、施工は日本の経師技術によること、を明らかにしている。壁装飾に関しては、狩の間と孔雀の間を取り上げ、それらの下絵の製作過程とその絵画モチーフの分析から武士の文化、母性の象徴といった日本絵画の伝統的な画題が選ばれていること、また、室内装飾の施工方法では、当初は腰羽目部分や扉というように部位毎に発注されていたのに対し、明治38年以降は、天井・壁・床の3つの部分に分割して発注し、また、小規模の部屋の場合は部屋単位で発注するというように試行錯誤の過程が見られることなどを明らかにし、まとめとして天井画や家具は輸入しているが、天井画の施工や壁面装飾の製作に関しては、伝統技術で対応していたことを指摘している。

史料として未使用の入札書類などの建築費記録を整理することから、興味深い事実関係が明らかになったことは極めて興味深い。ただ、天井画のデザインの決定の経緯を含め、建物全体の装飾計画に関しての考察があまり行われていない点が惜しまれる。研究目的が施工・製作の実態の解明であったが、建物全体の装飾計画との関係性の解明など今後の研究の発展を期待したい。

開発許可制度の裁量的制限に関する基礎的研究 一用途地域外で適用される都市計画法第41条の運用実態 に着目して一

我が国の都市計画は中央集権的な法制度によるため、地域の実状に応じたきめ細かい対応に加えて、政治経済的な圧力による緩和とそれに対処する規制のせめぎ合いによって、細かな条項の追加等の改定を重ねている。かねてより開発に対して緩い規制が課題であった市街化調整区域において、開発許可に形態制限を課す、都市計画法41条制限についてその裁量的制限の全国の適用実態と、6自治体のケーススタディを通じて、41条制限を含めた裁量的形態制限の課題と今後の方向を示唆する基礎的情報を提供する有用な研究である。

アンケートによる全国の適用実態の把握から、一定のルール(基準)に基づく裁量である点を明らかにして、3411条例による許可と連動した適用、調地区と連動した適用、全ての開発許可に適用、といった類型のケースで計6自治体における適用の実態を詳細に調べて、41条制限の運用手法の課題を明らかにしている研究の組み立てもしっかりとして、堅実な成果を見せている。

一方、冒頭に述べたように、都市計画のコントロール手法は法規制の運用にこだわり、実際の形(都市計画法の目的に掲げる、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進の具現化)がどうなのか、といったアウトプットの評価にまで踏み込むものは少ない。秩序ある整備の評価が感性的なものにまで踏み込まずに、あくまでも法規制の条文によって、機械的にシステムによる運用を目指す我が国の都市計画法制度の宿命かも知れないが、それはまた一般市民が関われる部分からさらに都市計画が遠のいてしまわないかと、一抹の不安も感じる。例えば、「3411条例」、「調地区」といった専門領域での慣用言葉は、一般の人には伝わらない。

No. 1211 主査 山本 理奈 都市居住のイメージと住宅広告の役割に関する比較社

会学的研究

一超高層集合住宅の広告表現を準拠として一

超高層集合住宅の住宅広告とモデルルーム観察ならびに 担当者インタビューを通じて、社会学での消費社会論の研究蓄積をもとにして、タワーのイメージが広告表現としてどのように打ち出されているのかを分析・整理した研究であり、建築学とは異なるアプローチで今後の学際的研究を進めるうえで参考になる。

研究は広告にあらわれている代表的な表現を、語りのコードとして①高さの称揚、②不可知性の解消、③ Land Value の顕示、④居住性能の差異化、⑤構造性能の差別化の5項目に区分して分析が進められており、分析の枠組みを示しながら整理してゆく研究スタイルは興味深い。

論文の構成としては、2章で①~③が事前の考察対象となっている。高さと眺めについて、東京では(ニューヨークとは異なり)それぞれのタワーが自分の場所を「原点」とした、過剰な語りとなり、潜在的な意味が付与されること、タワー内部の不可知性の解消のため、タワーの自己表出ともいえる装飾やデザインを備えていること、単なる地価ではなく土地の由緒(象徴的な価値)が語られること、などは面白い視点である。

なお超高層住宅の学際的研究を進めるうえで、次のような点についての内容が付加されれば望ましい。

①首都圏で大量に供給されている超高層住宅の中での今回とりあげた超高層住宅の位置づけを知りたいところである。 ②海外との比較という方向に展開したい気持ちは理解できるが、今回のマンハッタンの結果を見る限り、まだ端緒的な段階にとどまっているように思われる。 No. 1212 主査 前田 昌弘 津波被災者への居住支援と "信頼構築 "の関係に関す る研究

―気仙沼市本吉町における実践を通じて―

東日本大震災における復興支援はなお途上にある。本研究は気仙沼市本吉町における仮設住宅 523 戸中 309 戸に対する住環境改善支援の経験を通して、親族以外の支援者と被災者の間にむすばれる「信頼」に着目してとりまとめられたもので、復興支援のあり方を考えるうえで参考になる。

筆者らを含む住環境改善チームと支援方法との関連では、「当主体による直接支援」「他の非居住者を通した間接支援」「居住者を介した間接支援」の三タイプに整理されている。結果として「他主体への技術提供」支援での居住者からの人手提供は十分ではなく、「居住者への技術提供」支援でも居住者による作業の実施は実現しなかった。

このような実践をふまえ、論文では仮設住宅に居住する人に対するアンケート調査をもとに、支援に対する評価、支援の各内容の認識などをたずね、いっぽうで支援を受け入れた経緯をインタビュー調査で確認するなど、ていねいな検証が行われている。その結果、「居住者が支援内容をよく理解して受け入れる場合」と「技術理解は難しいが他者への信頼により受け入れる」場合があるとされ、「支援者の能力とその見せ方も重要」であるという知見がひきだされており、信頼構築にあたっての教訓がひきだされていることは重要な成果である。

震災や津波に限らず、大規模災害の支援にあたっては、 日常的には顔見知りでない団体・個人が多く参加すること になり、その支援を的確に行うためには被災者との間の信 頼関係の構築は欠かせない。その意味では、このような支 援の内容と経緯について、支援を与える側ならびに受ける 側双方からの経験と教訓を蓄積することが重要である。東 北大震災では多様な被災形態を伴っており、いまも復興途 上にある多くの支援活動を、歴史に埋もれさせることなく、 ていねいに総括してゆく必要性を感じさせる報告である。 佐藤 由美

No. 1213

「一般市街地」における住生活の豊かさ指標の提案 一住生活の満足度と住生活資源の関係に着目して一

主查

「豊かな住生活の実現・向上」を掲げた住生活基本法が 制定された。そこで新たな「住生活の豊かさ指標」を見出し、 「一般市街地 | でも活用可能かどうかを検討したものであ る。

研究では昭和20年度住生活総合調査の全国データを用 いて、それぞれの項目別満足度と総合評価との関係が分析 され、次いで堺市の一般市街地(A地区)と計画的市街地 (B地区) との2地区を調査対象として、アンケートとインタ ビュー調査をもとに分析が進められている。

両地区のアンケート結果では、一般市街地であるA地区 での総合的な暮らしやすさがB地区のそれをうわまわってい ること、A地区には多少緑が少なくても便利でにぎやかな 地域をすみやすいとする人が多い事などの結果が示されて いる点が面白いところであろう。

結論では、両地区に共通する「住生活指標」として、住 宅の基本指標(広さ・省エネ・防犯) 住環境の安全性・快 適性、近隣のつきあいに係る指標などが有効であるとされ る。しかしながら利便性の評価については近接性よりも選 択可能性が大きく影響していることからわかるように、一つ の指標で示す事は難しいこと、社会関係については想定さ れるほどには総合評価に大きな影響を及ぼしていないこと など、指標化の難しさがあげられている。特に一般市街地 では総合評価に与える項目別指標に強いものは少なく、別 の要因が寄与しており、居住の経緯や居住に対する価値観 等の属人的な要素を組み込んでいくことが望ましいとしてい る。

総合評価(主観) に与える個別要因(主観的・客観的) の寄与率をみようとする研究はこれまでもあまり成功してい ない。今回も一般市街地において寄与率の高い個別要因 の抽出は難しいようである。総合評価の平均値が評価主体 毎の様々な価値観(場合によっては異なる)の集積であり、 一般市街地の総合評価では様々な価値観を受け止める多 様な構造をもつことに起因しているからであろう。本研究で は、個々の世帯の主観的な満足度を左右したり必ずしも数 値化できない定性的なものを「住生活資源」と称して、そ の実態をさぐることが目的とされているが、それらの評価の 構造をめぐる仮説的枠組みの提示が必要であるように思わ れる。

住生活を語る歴史の証人である重文民家のマネジメン

─重文民家を支える地域サポーターの育成に向けて─

重要文化財指定の民家の維持管理は、所有者が個人で 負っている場合が多く、高齢化が進むなかで、その継続が 難しくなっているという。本研究は、こうした実態を客観的 に明らかにするとともに、重文民家を地域の歴史資産として 活用すべきであり、そのためには地域住民の支えが必要と の立場から、サポーター育成の可能性を探ろうとしたもので ある。著者らの問題意識は明快であり、研究目的を達成す るために採られた方法 (個人所有重文民家の所有者とそれ らが所在する市町村担当者へのアンケート調査、サポート モデル事例の訪問調査、地域サポーターの育成に向けたア クションリサーチ)も的確で、設定された目的に最適と考え られる方法を組み合わせ、意義ある成果を引き出している。

所有者調査からは、可能な限り【自己所有管理】を続け たいとする者が6割にのぼる一方、回答者の8割以上が「個 人所有は限界に近い」と感じていることを、また市町村調 査からは、維持管理に対する支援が乏しい実態や、観光資 源として位置付ける意識が強いことを明らかにしている。さ らにサポート事例調査から、当主の居住レベルと維持管理・ 公開への関与度に相関があることを見出し、モデル実践で は段階的なプログラムを展開するなかで、重文民家の理解 者・支援者を地域の中に見出せる可能性を指摘している。 これらは、地域住民によるサポート体制の構築が重文民家 の維持管理や活用に必要かつ有効であること、また適切な プログラムが実行されれば、その構築を促進できる可能性 があることを示唆する成果といえる。

本研究は冒頭で、「民家は人の暮らしがあってこそ・・・ 歴史の生き証人としての役割をはたせる」と述べ、重文民 家の保全、活用課題を、居住継続の視点から検討する点 に特色があるとしている。しかし、サポートモデルの検討 においては、地域組織や外部支援者によるサポートは、居 住の場が外に移されているほうが容易と指摘するにとどま り、居住継続による課題を克服する方法やこれと対応する サポートモデルを提示するには至っていない。現状を踏まえ た「居住継続」の新たな解釈が提示されるなどしてもよい と思われるが、いずれにしても、居住継続の視点から、地 域住民との連携のあり方についての考察が深められれば、 本研究の特色がいっそう明確になったと思われる。

近年の韓国における木造住宅生産に関する研究 一全羅南道・幸福村プロジェクトの木造住宅施工業者に 着目して—

韓国では木材資源の制約などから、近現代において木造住宅は必ずしも振興されてこなかったと仄聞するが、一転して、近年は木造住宅の建設件数が増加し、しかも今世紀になってからは、木造軸組構法住宅の政策的進行されているという。本研究はこうした一見意外にも思える対象についての包括的な実態調査の報告である。

本論文は、幸福村事業に関わる全羅南道の行政関係者、施工会社、設計事務所、製材所等、約40主体へのインタビューをもとにしてはいるが、韓国の戦後の住宅生産実態を統計資料文献資料などで概観し、ケーススタディ対象の位置づけを明確にしたうえで、分析を展開している。

また、調査内容は、事業の経緯、補助制度内容、規模・ 棟数推移、施工会社の組織、大工・職人の組織、技術技能、 木材流通の実態、建設された住宅の平面・構法など広範 で包括的で、その報告内容は具体的であり、信頼のおける 調査データや知見を読者に提供している。

これらのデータ知見は明確な構成のもとに報告されている。2章で、韓国全体における戦後の木造住宅生産の変遷を統計および既往研究を元にまとめ、3章では全羅南道において、幸福村事業をはじめとする韓屋を用いた住宅地整備の概要が、4章では、施工会社や大工、製材所等に対するインタビューに基づいた、幸福村事業における住宅生産の特徴が、施工会社の特性や大工・職人の実態、木材流通等の観点から報告されている。また、5章では、幸福村事業で供給されている韓屋の構法的な特徴が報告されている。

精力的な調査、緻密な分析、明瞭な報告を行った筆者らの誠意に敬意を表したい。

主査は新進気鋭の若手研究者である。本論文の内容構成を見る限り、なみなみならぬ力量を感じる。是非、今後も地道精緻な姿勢で研究に取り組み成長していっていただきたい。

No. 1217 主査 松本 暢子

東京の既成市街地における宅地・住宅の更新の評価に 関する研究

一戸建住宅地における過去 30 年間の住宅と家族の変化の 分析—

人口減少、少子高齢化が進行するなかで、首都圏をはじめとする大都市圏の住宅地、なかでも、戦後の急速な都市化過程で形成された住宅市街地では今後、大量に高齢単独、夫婦のみ世帯が増大すると予想されており、住宅地としての持続可能性が危ぶまれている。本研究はそうした住宅地の1つである東京都世田谷区の戸建て住宅地を対象に、その30年にわたる住宅、家族の変化を追跡した労作である。

住宅地図の分析では、敷地の細分化が進んでいること、継続して居住している世帯はさほど多くないことを指摘している。また建築計画概要書の分析では、敷地面積、延べ面積の狭小化と高容積化を、住民票の分析では、継続居住世帯は高齢者で、子どもの独立や配偶者の離死別等による小世帯化が顕著であること等を明らかにしている。以上はいずれも膨大なデータの分析結果から引き出されたものであるだけに説得的で、一般市街地の特徴を再確認するのに役立つ。

分析結果をもとに引き出された考察も興味深い。調査対象地区は山の手に立地する比較的良好な住宅地である。にもかかわらず、戦後ここに住宅を「購入」し、住み始めた家族の「居住する土地への執着は強くない」。短い周期で建替えが繰り返され、新規居住者となる若年層が流入することにより、地区人口の高齢化は抑制されているものの、住環境悪化への懸念はある。また、継続居住者と転入者の接点がないとの指摘も、こうした住宅地の持続可能性を展望するうえで参考になる。

本研究では「居住継承」を家族同居に限定しているように見受けられるが、この点については異論も予想される。いずれにしても、家族と住宅との関係性に着目する本研究において、「居住継承」はキー概念であることから、最初にその定義を明らかにしたうえで、これに着目する理由が示されれば、論旨がより明快になったと思われる。

変化を許容しやすいという空間的な柔軟性は、一般市街 地の特徴である。こうした特徴が、住宅地の持続可能性に プラス、マイナスのいずれに作用するのかについては、さら なる実証的研究が求められよう。そこで、本研究で提示さ れた安定性という評価軸の妥当性についても、充分に検証 されることを期待したい。 根拠の解明

主査

木造住宅における打診による劣化診断判定の科学的

一木造住宅打音診断システムの開発一

本研究は、従来行われてきた打診による木造住宅の劣化 診断の根拠について科学的検証を試みたものである。木造 住宅の劣化診断の重要性に鑑みれば、極めて社会的意義 の高い研究である。研究目的を達成するため、以下のよう な測定実験が本研究では行われている。

- 1 腐朽させた木材に対して打音測定および振動解析
- 2 腐朽させた木材を仕上げ材で覆った床・壁モデル試験 体およびコントロール試験体に対する打音測定および振動 解析
- 3 実際の木造建築物を対象とした実証実験

そもそも、これらの測定実験を実施するには多大な経費を 要することが想定される。筆者らが本研究以前に整備した 様々な研究資源も活用しつつ、本財団からの助成を用いて、 これだけの規模の測定実験を実施したことに敬意を表した 1,0

腐朽させた木材に対する打音測定および振動解析にお いては、有効な指標値とその適用範囲について貴重な知見 を得ている。

床・壁モデル試験体およびコントロール試験体において も、有効な腐朽診断指標値が探索されている。好感がもて るのは、打撃治具や構法仕様により測定結果が影響される 事実や、現時点まで得られた知見が適用できうる配意が明 示されていることである。まさに科学的根拠を探究しようと する筆者の誠実な姿勢があらわれている。

実際の木造建築物を対象とした実証実験では健全確率 の概念を導入して劣化診断システムを試作し、劣化診断結 果と実際の腐朽状況を比較することによって、システムの有 効性を検討している。当該システムが劣化診断システムとし て一定の実用性・有効性があるという筆者の主張を支える だけのエビデンスが示されており説得力がある。なお、5.1 に示された健全確率モデルには多くの仮定が含まれており、 筆者はその妥当性を主張している。ただ、より説明力の高 い健全確率モデルが存在しうる可能性は排除できない。

本研究の主題は決して容易な課題ではなく、タフな研究 の端緒であると理解する。今後のさらなる発展を期待した

身体障害者入所授産施設の実態に関する研究 ―自立支援法移行後の居住実態について―

No. 1115

本研究は、訪問ヒアリング調査及びアンケート調査により、 旧法上の身体障害者入所授産施設が自立支援法の新体系 にどのように移行したのか、また、その移行の過程で利用 者にどのような影響が生じたのかを明らかにすることを目的 とした研究である。

本論文が明らかにしている事実は、そもそも旧法のもと ですら身体障害者入所授産施設は、設立経緯・趣旨、施 設のハードウエア、使われ方、入居者特性がそれぞれ個別 的で多様であったことを示唆している。それだけに新法の 一律適用によってハードウエア、使われ方に様々な齟齬が生 じたことは当然で、本論文が明らかにした事実は貴重であ

報告されている事実が多岐膨大で、しかも得られたデー タの再現性を保証するために丁寧な説明もなされており、学 術資料としての価値が高い。

また、調査対象の個別性が強いことを認識し、観察・把 握された事実から一般的な法則を導き出すにあたっては、 ことさら慎重に論を進め、エビデンスを踏まえ一歩一歩慎 重に論を展開している。

それでも筆者の分析や見解に賛意を表しない読者もいる かもしれないが、以上のようなトレーサビリティの高い記述 方法は、賛意を表しない読者と、学術上の生産的な議論を 促しうるという点においても意義がある。

既往研究・関連研究が必ずしも多くない研究分野におい て、丹念な実態調査を積み重ね、地道な分析を積み上げた 労作として、敬意を表したい。